

平成30年11月9日
中部地方整備局 建政部
国土交通本省、下田市同時発表



下田市の歴史的風致維持向上計画を認定 ～個性豊かな地域社会の実現に向け、中部地域で15都市目～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、静岡県下田市の歴史的風致維持向上計画について、11月13日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。

今回の認定により、中部地域※で認定を受けている都市は15都市となります（地域別で全国最多）。

なお、下田市は静岡県内で4番目の認定となります。（詳細は別紙のとおり）

※中部地域…岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

○当日は、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を下田市長に対して直接交付します。
記

1. 日 時：平成30年11月13日（火）11:00～

2. 場 所：国土交通省本省 田中国土交通大臣政務官室（中央合同庁舎3号館 4階）
（東京都千代田区霞が関2-1-3）

* 冒頭より認定証の手交までカメラ撮り可。認定式終了後に市長へのぶら下がり取材が可能です。

* 取材をご希望の方は、10:45までに4階エレベーターホールにお集まりください。

* 国会審議等の状況により、開催時刻が変更となる場合があります。

3. 配布先：中部地方整備局記者クラブ

【問合わせ先】

（認定式・計画内容等の問合わせ先）

●国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室（富所、煙山）

TEL：03-5253-8954（直通）

●文化庁 文化資源活用課（田中、樋口）

TEL：03-6734-4760（直通）

●農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課（久保、清藤）

TEL：03-3502-6004（直通）

（別紙についての問合わせ先）

●中部地方整備局 建政部 計画管理課（牧野、若杉）

TEL：052-953-8571

○中部地域における認定状況

中部地域では、平成21年1月19日に岐阜県高山市と三重県亀山市が認定を受けたのを皮切りに、これまで14の都市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けております。

今回の下田市の認定により中部地域の認定都市は15都市となります。(全国70都市中、地域別で最多)

(認定順)

市町村名	認定日
岐阜県高山市	平成21年 1月19日
三重県亀山市	平成21年 1月19日
愛知県犬山市	平成21年 3月11日
岐阜県恵那市	平成23年 2月23日
岐阜県美濃市	平成24年 3月 5日
三重県明和町	平成24年 6月 6日
岐阜県岐阜市	平成25年 4月11日
岐阜県郡上市	平成26年 2月14日
愛知県名古屋市	平成26年 2月14日
三重県伊賀市	平成28年 5月19日
愛知県岡崎市	平成28年 5月19日
静岡県三島市	平成28年10月 3日
静岡県掛川市	平成30年 1月23日
静岡県伊豆の国市	平成30年 7月11日
静岡県下田市	平成30年11月13日

(今回認定)



同時発表

文部科学省、農林水産省、東北
地方整備局、中部地方整備局、
下田市、盛岡市

平成30年11月9日
都市局公園緑地・景観課

**静岡県下田市・岩手県盛岡市の歴史的風致維持向上計画を認定
～田中政務官より各市長に認定証を直接交付します～**

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、静岡県下田市、岩手県盛岡市の歴史的風致維持向上計画について、11月13日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市長に対して直接交付します。

今回の静岡県下田市、岩手県盛岡市の認定により、当該計画の認定都市数は、70市町となります。（詳細は別紙参照）

【認定式】

1. 日 時 平成30年11月13日（火）11:00～

2. 場 所 田中国土交通大臣政務官室
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）

* 報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各市長へのぶら下がり取材が可能です。

* 取材をご希望の方は、10:45までに4階エレベーターホールにお集まりください。

* 国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

● 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室 富所、煙山

TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32988) 03(5253)8954（直通）

FAX：03-5253-1593

● 文化庁 文化資源活用課 田中、樋口

TEL：03(5253)4111(内線 2860, 2738) 03(6734)4760（直通）

● 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清藤

TEL：03(3502)8111(内線 5534) 03(3502)6004（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 30 年 11 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等68市町の計画を認定しています。

このたび、静岡県下田市、岩手県盛岡市の歴史的風致維持向上計画を11月13日に認定し、認定都市数は70市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP：

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

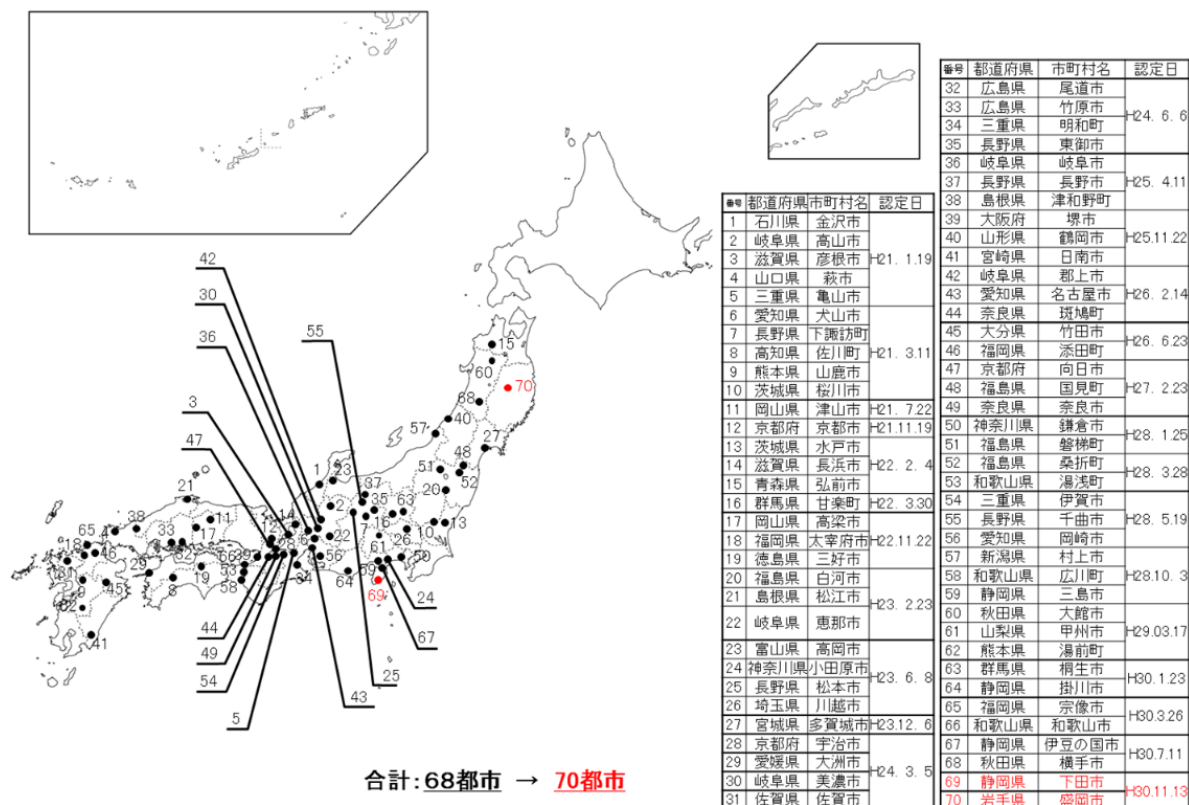


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市の歴史的風致維持向上計画の概要

○下田市歴史的風致維持向上計画（静岡県下田市 認定申請日 H30. 10. 9）

国指定史跡「了仙寺^{りょうせんじ}」や「玉泉寺^{ぎよくせんじ}」及びその周辺地域と、開国の舞台となった湊町^{みなとまち}における下田八幡神社例大祭、日米親善と交流を広げる黒船祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、伊豆石^{いずいし}やなまこ壁造りの歴史的建造物の保存修理や、了仙寺^{りょうせんじ}周辺の無電柱化や道路の美装化による修復整備、祭りで使用する道具の整備・補修に関する支援等の事業等が位置づけられています。



【下田八幡神社例大祭】

○盛岡市歴史的風致維持向上計画（岩手県盛岡市 認定申請日 H30. 10. 12）

国指定史跡「盛岡城跡^{もりおかじょうあと}」や国指定重要文化財「岩手銀行旧本店本館^{いわてぎんこうきゅうほんてんほんかん}」、「旧第九十銀行本店本館^{きゅうだいじゅうぎんこうほんてんほんかん}」及びその周辺地域と、盛岡さんさ踊りや盛岡八幡宮の山車行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、盛岡城跡等の歴史的



【盛岡さんさ踊り】

建造物の保存修理や公開活用に係る事業や、山車の巡行沿いの無電柱化や修景整備事業、盛岡さんさ踊り等の祭礼等で用いる用具の更新に関する事業等を位置づけています。

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。
- 二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

■計画認定による支援措置概要

